

企画競争説明書

業務名称：モザンビーク国新しい学校教育制度に対応したカリキュラム普及プロジェクト

調達管理番号：20a00791

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年12月9日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年12月9日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：モザンビーク国新しい学校教育制度に対応したカリキュラム普及プロジェクト
- (2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - () 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。
 - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2021年3月 ～ 2027年4月

以下の3つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定してい

ます。

第1期：2021年3月 ～ 2023年4月

第2期：2023年4月 ～ 2025年4月

第3期：2025年4月 ～ 2027年4月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の18%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の18%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降)：契約金額の4%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

【契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko2@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

人間開発部 基礎教育グループ 基礎教育第二チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の

構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行なった者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

本案件は特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認する

ことがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2020年12月18日12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2020年12月24日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年1月15日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ(PDF)での提出とします。

上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」)

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法(2020年10月26日版)」を参照願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

3) 虚偽の内容が記載されているとき

4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当た

っては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
 - 本邦研修に係る経費
 - ベースライン調査・エンドライン調査に係る経費
 - 広報活動に係る経費
 - C/P の出張旅費
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) プロジェクト経験体系化を目的としたワークショップ：1,000千円
 - b) 協力校におけるバリデーションに必要な教科書等に印刷経費：3,000千円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) MZN 1 = 1.41843 円
 - b) US\$ 1 = 104.156 円
 - c) EUR 1 = 124.578 円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／制度構築
 - b) 算数教育
 - c) 理科教育
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 86 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加算・斟酌されます。

1) 若手育成加算

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加算」は適用しません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加算し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加算します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格)／最低見積価格×100(%)

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加算の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を2021年2月5日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに掲載することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点 *

⑤価格点 *

* ④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、

又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法

人等に該当する場合には、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：基礎教育協力に係る各種業務
(アフリカの業務経験があればなお良い)

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(2021年3月末くらいを目途)、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が2021年4月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／制度構築

➤ 算数教育

➤ 理科教育

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／制度構築）】

- a) 類似業務経験の分野：基礎教育協力または教育制度構築に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域及び全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 算数教育】

- a) 類似業務経験の分野：算数教育に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域及び全途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 理科教育】

- a) 類似業務経験の分野：算数教育または理科教育に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域及び全途上国
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

（1）自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1）共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2）複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3）評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4）評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5）補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めませ

ん。
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(1 0)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(4 0)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	1 6	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	1 8	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(5 0)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(2 6)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／制度構築</u>	(2 1)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	—	(8)
ア) 類似業務の経験	—	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(1 0)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	—	5
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>算数教育</u>	(1 2)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>理科教育</u>	(1 2)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に１名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に１名）の出席を認めます。

1. 実施時期： ２０２１年１月２０日（水）１６：００～
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施場所：当機構本部（麹町）会議室

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話または Skype による実施とすることがあります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

3. 実施方法：

- （１）一社あたり最大、プレゼンテーション１０分、質疑応答１５分とします。
- （２）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（１）の「プレゼンテーション１０分」に含まれます。
- （３）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（２）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

- a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

- b) Skype 等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以 上

第3 特記仕様書案

1. プロジェクトの背景

モザンビークでは、粗就学率が47%（1999年）から115.4%（2017年）に到達するなど着実に教育の量的拡大を遂げている一方で、全国学力調査（2016年）で規定の学力水準を満たす小学3年生が「読み書き」分野で4.9%、「計算」分野で7.7%であるなど、子どもの学びの改善が喫緊の課題となっている。このような状況下、教育戦略計画（2020－2029）では教育の質の改善が引き続き重要な政策目標に掲げられ、国定カリキュラムや初等教員養成校カリキュラムの改訂等に着手しようとしており、それらの実現に向けてモザンビーク側の関係組織と専門人材のキャパシティー強化が必要な状況にある。

また2023年には、従来の学校教育制度である7-3-2制（初等7年：前期初等5年＋後期初等2年、前期中等3年、後期中等2年の教育課程）から6-3-3制への移行が予定されており、新しい学校教育制度に基づく初等算数・理科の教育課程の整備・実現が急務とされている。

我が国は、対モザンビーク国別援助方針（2013年3月）の大目標に「潜在力を活かした持続可能な経済成長の推進と貧困削減」を掲げ、援助重点分野の一つとして人間開発を挙げている。また、これに基づき同方針付属の事業展開計画においても「基礎教育へのアクセス改善・質向上」を協力プログラムとして設定している。

JICAは2006年からこれまで、技術協力プロジェクト、個別専門家、国別研修、無償資金協力事業等を通じ、現職教員の能力強化や研修制度の構築、教員養成課程における教材等の開発、教員養成校の建設等、教員の能力強化に係るソフト・ハード両面からの協力を実施してきた。技術協力プロジェクト「ガザ州初等教育強化プロジェクト」等による現職教員を対象に行われた協力では、学習者中心の授業、問題解決型や仮説検証型の授業の実現に関する研修を実施し、その結果、現職教員が自ら教授法の具体的な改善方法を見出し、教育現場で実践するという成果がみられた。加えて、教員養成課程においては、技術協力プロジェクト「初等教員養成校（IFP）における新カリキュラム普及プロジェクト」（以下、先行案件）において開発された教材により、特に十分な試用期間を確保できた算数においては、初等教員養成校の教官の指導力向上に顕著な成果が現れ、モザンビーク教育省から高い評価を受けた。

他方、上記支援を行う過程において、国定カリキュラムとそれに基づく教科書等の改善のニーズが高まってきた。つまり、これまでJICAの支援により達成された教員の能力強化を子どもの学力向上に着実につなげるために「学びの改善のための総合的なアプローチ」（JICA教育協力ポジションペーパー（2015）提唱）が必要になったのである。

このような背景のもと、本プロジェクトは、先行案件等によって得られた経験と成果を活かし、開発された教員養成校学生向けの算数教育・理科教育関連教材等の面的展開及び新規に取り組む初等算数・理科の国定カリキュラム・教科書等の整備を通じて、小学1～6年生児童の学力向上を目指すものである。

なお、モザンビークでは昨今のコロナ禍を受けて遠隔教育の拡充を推進しており、本プロジェクトでは研修実施や教材使用促進等においてICTを積極的に活用し、ポストコロナを見据えた支援を行う。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

和文：新しい学校教育制度に対応したカリキュラム普及プロジェクト

英文：Project for Expansion of New Curriculum

(2) 上位目標

初等教育において児童の算数・理科の学力が向上する。

(3) プロジェクト目標

一定条件下¹にある全ての小学校において、質量ともにカリキュラムで規定された内容の算数・理科の授業が実践される。

(4) 期待される成果

成果1：教育人間開発省、国立教育開発研究所、遠隔教育研究所及び国立教育開発研究所の中核的専門人材と各IFPの算数科・理科の中核教員の能力が向上する。

成果2：12+3²課程初等教員養成校（IFP）学生の算数・理科指導力が向上する。

成果3：教員の継続研修戦略に則し、ICT活用による自主研修（教員研修）と随伴指導を通じて、全ての小学校教員の算数・理科指導力が向上する。

成果4：新しい普通教育制度（新しい学校教育制度）に対応した、初等算数・理科の国定カリキュラムが整備される。

成果5：新国定カリキュラムに準拠した初等算数・理科（第1～6学年）の教科書と教師用指導書が整備される。

成果6：新国定カリキュラムに準拠した学力測定・評価システムが整備される（初等算数・理科のみ）。

成果7：プロジェクトの経験に基づいてカリキュラム・マネジメント・サイクル（カリキュラム改訂・教材改訂サイクル）が整備される。

(5) 活動

【成果1に係る活動】

活動1－1：教育人間開発省と日本人専門家で作成する選考基準に基づいて、コアメンバーである中核的専門人材とサブメンバーであるIFP中核教員が選定され、算数科と理科のチームが形成される。

活動1－2：両チームがベースライン調査（全IFP38校の実態調査と初等教育の現状調査）を実施する。

¹ 「一定条件」とは教科書・指導書の完全配布、有資格教員の配置、規定の教室環境の整備を指す。

² 2019年に導入された新しい初等教員養成課程。入学資格を12年生修了、教員養成期間を3年間として「12+3」と表現している。2018年以前は10年生修了、養成期間は3年間の「10+3」の初等教員養成課程だった。

- 活動 1－3：両チームが成果2～6の全ての活動を実施する。
- 活動 1－4：必要に応じて国別研修を実施する。
- 活動 1－5：両チームがエンドライン調査（全IFP38校の評価調査とIFP卒業生の追跡調査）を実施する。
- 活動 1－6：教育人間開発省と日本人専門家が作成する専門人材能力試験を実施する。

【成果 2 に係る活動】

- 活動 2－1：両チームが活動1-2の調査結果に基づき、先行案件で作成されたIFP学生向算数・理科教育関連教材の活用促進を目的として、IFP算数科・理科担当教員を対象とする追加研修（自主研修＋集合研修）計画と随伴指導（モニタリング＋個別指導）計画を策定する。
- 活動 2－2：各チームが集合研修教材、自主研修アプリケーション（自主研修教材＋ユーザーインターフェース）、随伴指導ツールを作成する。
- 活動 2－3：各チームが活動2-1の計画に基づいてIFP38校の算数科・理科担当教官およびIFP附属小学校教員に対して追加研修と随伴指導を実施する。
- 活動 2－4：IFP38校の算数科・理科担当教官と学生およびIFP附属小学校教員が自主研修アプリケーションで自習する。
- 活動 2－5：各チームがIFP学生の模擬授業と年度末・学期末試験結果を分析する。
- 活動 2－6：各チームが追加研修報告書、随伴指導報告書、IFP学生算数・理科指導力現状分析報告書を作成する。
- 活動 2－7：活動2-6の結果の関係者へのフィードバックと追加支援を行う。

【成果 3 に係る活動】

- 活動 3－1：両チームが活動1-2の調査結果に基づいて全ての小学校教員を対象にICTを活用した自主研修計画と選択的随伴指導計画を策定する。
- 活動 3－2：各チームが自主研修アプリケーション（自主研修教材＋ユーザーインターフェース）を作成する。
- 活動 3－3：活動3-1の自主研修計画に基づいて、全ての小学校教員が自主研修アプリケーションで自習する。
- 活動 3－4：活動3-1の選択的随伴指導計画に基づいて、各チームが（一部または全部の）定点観測校の小学校教員に対して随伴指導を実施する。
- 活動 3－5：各チームが自主研修報告書と随伴指導報告書を作成する。
- 活動 3－6：活動3-5の結果の関係者へのフィードバックと追加支援を通じて現状の改善を図る。

【成果 4 に係る活動】

- 活動 4－1：両チームが初等算数・理科に関する新国定カリキュラム関連文書を収集・分析する。
- 活動 4－2：初等算数・理科の新国定カリキュラムに問題が認められる場合には、両チームが新国定カリキュラム改訂提案書と同改訂案を作成する。

- 活動 4－3：必要に応じて、両チームが新国定カリキュラム改訂案の承認手続を支援する。
- 活動 4－4：各チームが初等算数・理科の新国定カリキュラム解説資料（自主研修教材）を作成する。
- 活動 4－5：両チームがICTを活用した自主研修の一環として、新国定カリキュラムを小学校教員とIFP算数科・理科担当教官に周知する。
- 活動 4－6：必要に応じて、両チームが活動4-5の自主研修の結果について関係者へのフィードバックを行う。

【成果 5に係る活動】

- 活動 5－1：各チームが、初等算数・理科の新国定カリキュラムと現行の教科書・教師用指導書の比較分析を通じて、要改善点を取りまとめる。
- 活動 5－2：両チームが初等算数・理科の教科書と教師用指導書の改訂計画を確認し、必要に応じて修正する。
- 活動 5－3：活動5-1の結果に基づいて、両チームが教科書・指導書改訂方針（編集方針）を決定する。
- 活動 5－4：各チームが教科書・指導書改訂案を作成する。
- 活動 5－5：各チームが協力校（定点観測校の一部）で教科書・指導書のバリデーションを行う。
- 活動 5－6：各チームがバリデーションの結果に基づいて教科書・指導書改訂版を完成させる。
- 活動 5－7：両チームが教科書・指導書改訂版の承認手続を支援する。
- 活動 5－8：教育人間開発省が教科書・指導書改訂版の印刷・配布を行う。
- 活動 5－9：両チームがICTを活用して、小学校教員とIFP算数科・理科担当教官を対象に、教科書・指導書改訂版に関する導入研修を行う。
- 活動 5－10：活動3-4の選択的随伴指導時に、各チームが定点観測校の小学校教員に対して随伴指導を実施する。
- 活動 5－11：必要に応じて、両チームが導入研修と選択的随伴指導の結果について関係者へのフィードバックを行う。

【成果 6に係る活動】

- 活動 6－1：両チームが初等算数・理科を中心に現行の学力測定・評価システム、同計画、同ツールを調査・分析する。
- 活動 6－2：現行の学力測定・評価システム、同計画、同ツールに問題が認められる場合には、新国定カリキュラムに準拠するよう、両チームが改善提案書を作成する。
- 活動 6－3：両チームが改善提案書に基づいて、学力測定・評価ガイドライン（同計画を含む）と初等算数・理科の学力測定・評価ツール改訂版を作成する。
- 活動 6－4：各チームが学力測定・評価ガイドラインと初等算数・理科の学力測定・評価ツール改訂版のバリデーションを行う。
- 活動 6－5：両チームが学力測定・評価ガイドラインと初等算数・理科の学力測定・評価ツール改訂版を完成させる。
- 活動 6－6：両チームが学力測定・評価ガイドラインと初等算数・理科の学力測定・評価ツール改訂版の承認手続を支援する。

活動６－７：両チームが学力測定・評価ガイドラインと初等算数・理科の学力測定・評価ツール改訂版を関係者に周知する。

【成果７に係る活動】

活動７－１：日本人専門家がプロジェクトメンバーを対象にプロジェクト経験体系化を目的としたワークショップを開催する。

活動７－２：日本人専門家と中核的専門人材が、ワークショップの結果を基にカリキュラム・マネジメント・サイクル基本構想案を策定する。

活動７－３：日本人専門家と中核的専門人材が、教育人間開発省の主要関係者の意見を反映させてカリキュラム・マネジメント・サイクル基本構想を完成させる。

活動７－４：日本人専門家と中核的専門人材が、基本構想に基づいてカリキュラム・マネジメント・サイクル・ガイドラインを作成する。

活動７－５：中核的専門人材が、カリキュラム・マネジメント・サイクル・ガイドラインの承認手続を支援する。

活動７－６：日本人専門家と中核的専門人材が、カリキュラム・マネジメント・サイクル・ガイドラインを関係者に周知する。

(６) 対象地域

モザンビーク共和国 全公立小学校及び全初等教員養成校

(７) プロジェクト期間

2021年3月～2027年2月まで（6年間）

(８) 関係官庁・機関（詳細は配布資料 協議議事録（以下、R/D）Appendix 4 参照）

1) 中央レベル

教育人間開発省 事務次官室、計画協力局、初等教育局、教員養成局、質管理・保証局、識字・成人教育局、人事局、教科書・教材管理局、技術・情報・通信局、遠隔教育研究所、国立教育開発研究所、及び国立試験・認証・認定研究所

2) 地方レベル

各県教育局、各県社会活動サービス局、各郡教育技術局、各初等教員養成校、対象小学校

3. 業務の目的

モザンビーク国「新しい学校教育制度に対応したカリキュラム普及プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、当機構が2020年11月30日にモザンビーク政府と締結したR/Dに基づいて実施される「新しい学校教育制度に対応したカリキュラム普及プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本プロジェクトの特徴

本プロジェクトは、「1. プロジェクトの背景」にも記載の通り、JICA教育協力ポジションペーパー（2015）「学びの改善のための総合的なアプローチ³」を1つのプロジェクトの中で取組む、JICAの教育協力プロジェクトの中でも非常にユニークなものである。このため、モザンビーク側やJICA側の期待も大きく、当該アプローチの目的である子どもの学力改善につながるかが非常に注視される。本プロジェクトにおいては、学力改善という成果の見える化が一層求められることに留意すること。

また、当該アプローチの根幹である三層カリキュラム（①国・政策レベルで定めたIntended Curriculum、②教師が授業で実施したImplemented Curriculum、③児童により達成されたAttained Curriculum）の一貫性の確保を図ること。

加えて、プロジェクト終了後のモザンビーク側によるプロジェクト成果の持続性と自立的実施を担保するため、カリキュラム・マネジメント・サイクルの策定にも取り組むこと。カリキュラム・マネジメント・サイクルとは、国家の教育目標の実現に向けて、国・地域や子どもの実態を踏まえ、カリキュラムを開発・実施・評価・フィードバックする、一連の活動を1サイクルとして計画的・組織的・継続的に推進し、そのための資源管理や条件整備をも含めたマネジメントのあり方である。換言すれば、カリキュラムの開発・実施・評価・フィードバックを「P・D・C・A (Plan、Do、Check、Action) サイクル」に準じて管理していくことである。

(2) 学校教育制度改革

上記1. プロジェクト背景にも記載の通り、モザンビークでは2023年に従来の学校教育制度である7-3-2制（初等7年：前期初等5年＋後期初等2年、前期中等3年、後期中等2年の教育課程）から6-3-3制への移行が予定されており、本プロジェクトはそれを支援するものである。他方、具体的な内容や作業スケジュール等の詳細については明確にされておらず、かつ移行計画が後ろ倒しになるリスクもあり得るため（モザンビーク側からそのようなことが示唆されているわけではない）、本プロジェクト開始後、早急に本件の詳細を確認してプロジェクトの業務計画を検討すること。また、プロジェクト開始後もその進捗を随時確認し、遅延等が発生する蓋然性が高まった場合は、JICAと協議の上、それに応じた業務計画の修正を行うこと。

(3) 対象教科

初等教育課程1～6年生及び初等教員養成課程の算数科及び理科を対象とする。詳細計画策定調査時に、モザンビーク側から社会科も対象に含めるよう要望さ

³ 具体的には、①系統性・継続性のあるカリキュラムへの開発・改訂支援、②カリキュラムとの整合性を確保した教科書及び子どもの基礎学力を身に付けるための学習教材、③教員養成、現職教員研修を通じた教員の職能開発及び教師用指導書の開発・改訂の支援、④カリキュラム・教科書・授業と一貫性のあるアセスメントの改善を支援し、総合的なソリューションを提供するアプローチ。詳細は配布資料参照。

れたが、理数科以外は対象外とすることでモザンビーク側と合意した。

なお、特に理科について、現地特有の単元を設けることが希望される可能性がある。その際は、プロジェクトの専門家とカウンターパート（C/P）の知見で対応可能かを検討し、対応が困難であると結論付けられた場合はモザンビーク側と合意の上、プロジェクトの支援対象外とする。ただし、モザンビーク側による当該単元策定の遅れが、本プロジェクトの進捗に多大な影響を及ぼす可能性があるため、可否判断や教科内容の線引きは慎重に検討すること。また、対象外とした場合でも適時モザンビーク側の作業進捗を把握し、本プロジェクトへの影響が予見される場合は必要な措置を講じること。

（４）実施体制

配布資料 R/D Annex 4の通り、教育人間開発省事務次官をプロジェクト・ダイレクター、同省計画協力局長をプロジェクト・マネージャー、同省教員養成局長をプロジェクト・コーディネーターとして、2.（８）に示される幅広い関係組織・部局と業務を進めていくことになる。具体的な活動は、活動1-1にて選定される中核的専門人材及びIFP中核教員とともに実施予定である。

特に、本プロジェクトは教育人間開発省及び関係機関の幅広い部局と協働することになるため、プロジェクト・ダイレクター、プロジェクト・マネージャー、及びプロジェクト・コーディネーターによる調整等が不可欠である。このため、これらの関係者にプロジェクトの進捗状況を頻繁に報告し、主体的な関与を促す必要がある。

（５）C/Pのオーナーシップの確保

本プロジェクトは、成果品となるカリキュラム、教科書、教材等の作成もさることながら、業務実施プロセスにおいて如何にC/Pの能力を向上させるかが極めて重要である。このため、モザンビーク側関係者の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用できるようにしていくことを十分意識・工夫するものとする。

（６）定点観測校の設定

定点観測校とは、本プロジェクトの成果測定のため、プロジェクト開始時より児童の学力推移と児童・教員の態度・意識変容を観測するための小学校であり、同時にその一部は教科書・指導書のバリデーションや随伴指導の試行を行う協力校としても位置付けられるものである。統計データの信頼性確保・向上を意図して、現時点では全体として約300校程度とし、IFP付属小学校を中心に地域的に大きな偏りなく選ぶこととし、半数を介入校、半数を非介入校とすることを想定している。この具体的な設定については、ベースライン調査の計画段階において、モザンビーク側及びJICAと協議しつつ定めることとする。加えて、5.（10）3）のインパクト調査の対象校となるため、今後設計予定の当該調査デザインも踏まえつつ対象校及び介入のスケジュールを調整することとする。

(7) 先行案件で作成された教材の活用

先行案件において、初等算数・理科関連のIFP学生用教材及び指導案集が作成されており、モザンビーク側の自助努力により全IFPに印刷・配布が行われている。特に成果2とそれに付随する活動2-1～2-7は当該教材の利活用が前提となっているため、その点留意すること。

(8) 教科書・教師用指導書の印刷・配布

詳細計画策定調査により、教科書・教師用指導書の印刷作業、学校への配布作業は、モザンビーク側負担とする旨、同調査のミニッツにて合意済である。なお、協力校におけるバリデーションに必要な教科書・教師用指導書等については、本プロジェクトにおいて負担することとし、定額計上すること。

(9) 本邦研修の実施

カリキュラム・教科書・アセスメントの改訂方法の習得及び成果品の一部や関連文書の作成を目的として、2021年及び2022年に1回ずつ（計2回）、中核的専門人材を中心とした1ヶ月程度／回、10名程度／回による本邦研修の実施を想定しており、これを本契約の枠内に含めることとする。本経費にかかる積算は「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン（2017年6月版）」に従って計上し、別見積とすること。目的、実施回数、人数等について、提案あればプロポーザルに記載すること。

(10) 他スキームとの連携

1) 個別専門家

JICAは個別専門家「教育アドバイザー」を2021年中に派遣予定である。当該専門家の役割として、本プロジェクトや下記2)～4)の事業、JICAボランティア事業や民間連携事業等の各スキームを戦略的に組み合わせたJICA基礎教育支援プログラムの形成支援及びその調整、それらの事業を通じて得られた知見に基づいたモザンビーク側への政策実施にかかるアドバイスの提供、他の開発パートナー機関との連携促進等が期待されている。このため、本プロジェクトから当該専門家に対し、必要な情報提供や各種調整等の積極的な協力が求められる。

2) 留学生事業

本プロジェクトで支援するカリキュラム・教科書等の領域について、モザンビーク側の中核的専門人材育成のために留学生を本邦に派遣する予定である。現時点では、第1バッチとして2021年10月～2023年9月に2名程度、第2バッチとして2023年10月～2025年9月に2名程度を本邦大学の2年間の修士課程に留学させることが計画されている。当該留学生事業は、本プロジェクトの円滑な実施と持続性担保に密に関係しており、その人選や帰国後の活用について本プロジェクトに積極的な協力が求められる。現時点で、当該留学生事業の有効活用についてアイデアがあれば、プロポーザルにて提案すること。

3) インパクト調査

5. (1)に記載の通り、本プロジェクトはJICA教育協力ポジションペーパー（2015）が提唱する「学びの改善のための総合的なアプローチ」のほぼすべて

を1つの案件に包含した初めてのプロジェクトであり、その成果が子どもの学びの改善につながるか、学術的に検証することが求められている。このため、本プロジェクトで実施するベースライン・エンドライン調査と併せて、JICA緒方研究所によるインパクト調査により、本プロジェクトの成果を客観的に評価することを予定している。当該調査については、その調査実施（データ収集）を本コンサルタント契約における業務（具体的にはベースライン調査・エンドライン調査）に含めることとし、現地調査会社へ再委託することを前提とする。

<インパクト評価概要>

本インパクト評価は、「学校での調査」及び「生徒の家庭環境に関する調査」の2種類の調査からなる。プロポーザル段階では、学校での調査対象数を、介入校と非介入校を併せた300校とし、各校から40人の生徒を無作為に抽出した調査を、2021年に実施予定のベースライン調査、2022年及び2023年に実施予定のエンドライン調査で実施することを想定し見積を作成すること（別見積）。また、生徒の家庭環境に関する調査については、学校での調査が対象となる12,000人の生徒の中から、約3,000人（3,000家庭）を選び調査することを想定している。学校での調査同様、生徒の家庭環境における調査についても、2021年に実施予定のベースライン調査、2022年及び2023年に実施予定のエンドライン調査で実施することを想定し見積を作成すること（別見積）。なお、学校での調査及び生徒の家庭環境に関する調査については、それぞれの費用が分かるように見積を作成すること（別見積）。

<インパクト評価とプロジェクトによる評価の連携>

本プロジェクトでは、プロジェクトとして実施するベースライン調査およびエンドライン調査時にインパクト評価に必要なデータを併せて収集することを想定している。コンサルタントはその方策についてプロポーザルの中で提案すること。例えば、データ処理という観点からは、プロジェクトで実施する調査において取得するデータにインパクト評価における対象IDを付与し、データを相互補完的にするといった方法が考えられ、調査設計のデザインとしては、プロジェクトによる評価をインパクト評価の中に統合していくことが求められる。プロジェクト実施とそのインパクト評価が相互補完的となるような提案を期待する。

<インパクト評価に関する報告及びデータの取り扱い>

インパクト評価に係るデータ収集に関しては、その取得方法及び実施結果を報告書にまとめること（再委託先調査会社が作成する調査テクニカルレポートでも可）。同報告書は、データ取得のために行った準備（調査員の訓練）や、データが取得された日時、方法が記載された内容となるが、詳細な項目についてはJICA緒方研究所とも協議の上、JICA人間開発部を通じて決定する。また、提出するデータは、統計ソフトStataのデータ形式とし、変数の入力規則を示すコードブックも併せて提出すること。なお、質問票についてはJICA緒方研究所が中心となり作成するが、インパクト評価協議段階でのコンサルタントからの提案を歓迎する。

<インパクト評価に係る倫理審査>

インパクト評価を実施し学術論文を出版する際には、必ず現地の協力研究機関や大学における倫理委員会か省庁の担当部署において、調査概要、質問票の内容等をチェックし、調査対象者に不利益を与えないかを確認する倫理審査を実施する必要がある。本インパクト評価においても、モザンビークにおける調査実施に係る倫理審査を通す必要があるところ、プロジェクト情報の提供など柔軟に対応すること。

4) フォローアップ協力

完了済み案件である国別研修「教員養成校における現職教員教授法改善」のフォローアップ協力として、理科実験の映像教材を作成する予定である（2021年内の完成を想定）。本プロジェクトにおいて、当該教材の積極活用を検討すること。

5) 情報収集・確認調査

「ポストコロナにおける教育協力検討のための情報収集・確認調査」（2020年12月～2022年3月予定）において、ICT分野の現地調査対象国のひとつとしてモザンビークが候補となっている。本調査ではモザンビークにおける技術協力案件のメイン／サブコンポーネントとしてのICT利活用の方策が提案される見込みであり、当該提案の本プロジェクトへの内包化について積極的検討が期待される。

(1 1) 他の開発パートナー機関との連携

現在、GIZ、UNICEF、USAID、カナダ等が本プロジェクトの関連分野において様々な支援を行っており、本プロジェクトとのタイムリーな連携によりシナジー効果発現が期待できる。コンサルタントはプロポーザルにおいて、これら他の開発パートナー機関との戦略的連携に向けた方策及びその相乗効果についても提案すること。なお、コロナ禍により開発パートナー機関の情報収集に制約が存在する場合には、入手可能な情報を基に提案することとする。

(1 2) 広報

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容及びその成果をモザンビーク及び我が国の両国民に正しく理解してもらえよう、プロジェクトの活動や成果を可能な限り可視化し、効果的な広報に務めること。広報活動の全体方針並びに具体的な使用媒体とその活用方法を、業務期間中適宜、JICA 本部に対し提案すること。また、既存のウェブサイトやJICAが開設する技術協力ウェブサイト（日本語・英語）のコンテンツの中で、本プロジェクトの活動の進捗状況等を広報すること。特にカリキュラム・教科書の完成等の要所においては、モザンビーク事務所と連携し、現地マスメディアへのパブリシティ（プレスリリースの作成やプレスツアーの企画）を積極的に行うこと。また、各種セミナーや国際会議等でのプロジェクトの成果発表を勧奨する（JICAが発表を依頼する場合もある）。加えて、教科書表紙等にJICAロゴまたは日本国旗が含まれるよう提案するなど、我が国の協力の見える化にも積極的に取り組むこと。なお、現時点で想定される広報活動をプロポーザルにて提案し、別見積として計上すること。

なお、「5. 実施方針及び留意事項（1）」の通り、本プロジェクトは非常にユニークな案件であり、国内外への頻繁な発信が想定されるため、その媒体となる写真・動画をプロジェクトの活動を通じて積極的に撮影・整理し、JICAに提出すること。

（13）コロナ禍対応

1）カリキュラム等コンテンツでの対応

コロナ禍を受けて、感染症予防やそのための啓発活動がモザンビークでも求められており、本プロジェクトにも対応が期待されている。例えば、理科のいずれかの単元に、手洗い等の感染症予防のための生活習慣を組み込むこと、教員研修において同じく手洗い等の感染症予防手段の重要性を啓発する内容を盛り込むこと等が挙げられる。現時点で想定される対応についてアイデアがあれば、プロポーザルにて提案すること。

2）ICTを活用した遠隔教育の推進

モザンビークの学校教育において一部ICT活用の遠隔教育が進められてきたが、コロナ禍を受けて遠隔教育の一層の推進が求められている。特に成果2及び成果3の活動については、ICTを活用した遠隔によるIFP教官、IFP学生及び小学校教員の能力向上を計画している。これらに加え、ICTを活用したプロジェクトの推進に関して内容と必要機材に関するアイデアがあれば、プロポーザルにて提案すること。

加えて、詳細計画策定調査時に、モザンビーク側よりポストコロナを見据えた初等教育課程における教員及び児童向けのマルチメディア教材等の作成が要望された。これについては、当該調査時点で妥当性が判断できなかったため、プロジェクト開始後のベースライン調査等を通じて情報収集の上、対応可能性を検討することで合意した。このため、ベースライン調査において本件及びICTを活用したその他遠隔教育推進の可能性に関する見解と方策を明示し、必要とされる機材の特定を行うとともに、JICAと対応可能性を検討することとする。

（14）ジェンダー平等の推進

本プロジェクトの実施にあたっては、教育におけるジェンダー平等⁴の推進に貢献するよう留意すること。そのため、活動の計画、実施に先立ち、ジェンダー平等に関する情報の収集・分析を行った上で、ジェンダー関連の課題や協力ニーズの特定を行い、可能な限り活動に反映すること。また、教員や行政官への研修内容・教材に、ジェンダーバイアス、ステレオタイプを軽減する内容を取り入れること。その他、ジェンダー平等推進に資する活動があると考えられる場合は、プロポーザルにて提案すること。

（15）モニタリング調査に対する協力

コンサルタントは、案件開始時にR/D署名時に合意したPDM、POに基づき現状を確認した上で、変更の必要性についてJICA本部に報告し、JICA本部（人間開発

⁴ 教育におけるジェンダー平等とは、次の3点に整理される。①平等な就学機会、②ステレオタイプや偏見のない教育内容・方法（教授法、カリキュラム、進路指導等）、③教育結果の平等（学習到達度、学歴、資格、これらに基づく職業機会や報酬の平等、職業・専攻分離是正等）

部基礎教育第二チーム）から提供されるフォーマットに基づき、Monitoring Sheet (Ver. 1)を作成する。なお、その際、R/D署名時に合意したPDM、P0の変更の必要性がないか確認し、変更する必要がある場合にはJICAと協議すること。

JICAは、プロジェクト期間中、6ヵ月に一度の定期モニタリングを予定している。本モニタリングに際して、コンサルタントは業務に関連した資料等を整理・提供し、C/Pと共同してMonitoring Sheetを作成し、JICAモザンビーク事務所に提出する。また、JICA本部からの運営指導調査等の現地調査が実施される場合、必要な便宜を供与する。(Monitoring Sheetは、6ヵ月に一度の頻度で更新すること。)

(16) 地方分権化政策の動向把握

モザンビーク政府5ヵ年計画（2020-2024）では、戦略目標達成に向けた優先課題のひとつとして地方分権の促進が掲げられている。現時点で具体的な内容及びスケジュールについての情報はないが、本プロジェクトは6年間に渡る長期プロジェクトであり、当該期間中に何らかの状況変化もありえる。このため、地方分権化政策の動向把握に努めること。

(17) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化に応じて、プロジェクトの活動を柔軟に変更していく必要がある。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。JICAは、これら提言について遅滞なく検討し、必要な措置（モザンビーク側との合意文書の変更、契約の変更等）を講ずることとする。

(18) 遠隔での詳細計画策定調査による制約

本プロジェクトの詳細計画策定調査は、コロナ禍による現地渡航制限により本邦にてモザンビーク側とオンライン会議等を通じて実施することとなった。このため、プロジェクトの大枠（具体的にはPDM及びP0）や実施体制（C/Pの体制、JCC等）、便宜供与の内容等は合意したものの、C/Pのキャパシティーや他の開発パートナー機関の活動状況の把握、一部のC/Pの本プロジェクトに対する理解促進について、現地踏査を行う従来の詳細設計策定調査結果に比べて十分ではない可能性がある。このため、これらの点に留意し、プロジェクト開始後のワークプランの説明・協議等を通じてC/Pの理解促進に努めるとともに、ベースライン調査の際にC/Pのキャパシティーや他の開発パートナー機関の活動状況等の把握を行うこと。これらを通じ、詳細計画策定調査時に把握できなかった事項によりプロジェクト活動の変更が必要になった場合は、上記（17）の通りJICAに提言を行うこと。

(19) その他の留意事項

1) 合同調整委員会（Joint Coordinating Committee：JCC）の開催

（詳細は配布資料 R/D Appendix 5参照）

プロジェクトの円滑かつ効果的な運営のためにJCCを設置し、少なくとも半年

に1回程度会合を開催し、必要に応じてプロジェクトの重要事項に係る意思決定を行う。また、JCCでは、プロジェクトの進捗や懸念事項、成果の発現に資する提案等を関係者間で共有・協議し、その結果を適宜業務計画に反映させる。なお、JCCのアジェンダ、発表内容等についてはJICA側と事前に協議すること。

2) 日本国内の会議及び現地会議

コンサルタントは、JICA本部及びJICAモザンビーク事務所を結んだ定例会等、本業務に関連した会議に適宜出席し、会議資料及び議事録を作成・提出する。なお、会議を円滑に進めるために、視聴覚機材の活用等を図り、問題事項及び方針等の要点を明瞭かつ簡潔に説明する。また、現地でのC/Pとの協議についても適宜メモランダムを取り交わす等、合意事項を必ず文書に記録し、関係者間で確認することとする。

3) 技術成果品（特に教科書・教材）の著作権の整理

ポルトガル語の教科書や教材について、日本国内等のモザンビーク外の国において当該言語話者の需要が高まっている。このため、モザンビーク外においてもこれらが利用できるよう、モザンビーク側と著作権について整理し、書面で合意することとする。

6. 業務の内容

本プロジェクトの業務の内容は次のとおりである。業務工程は第1期から第3期に区分される。想定される業務の工程はR/D Appendix 3 P0 (Plan of Operation) のとおりであるが、より適切な工程がある場合にはプロポーザルに含めて提案すること。

【全体に係る業務】

(1) ワークプランの作成

日本国内で入手可能な資料・情報（他国の類似案件を含む）を整理し、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法（技術移転の手法、援助協調への取組み方法、実態（ベースライン）状況の把握方法と調査項目案等を含む）、実施体制案、業務工程計画等を作成し、JICA本部（人間開発部基礎教育第二チーム）の承認を得た上で、ワークプランとして取りまとめる。

(2) ワークプランの説明・協議

ワークプランについてC/Pと共有・協議し、モザンビーク側の事業計画等と調整しながら最終化を図る。また、モザンビーク側との協議結果は別途協議議事録として取りまとめる。

なお、プロジェクト開始後は可及的速やかにJCCを開催し、JCCメンバーへ同プランを含むJICA支援概要を説明すること。また、現地でのワークプランの説明・協議を通して、モザンビーク側の主要関係者と役割分担や負担事項等を確認し、実施体制を確定すること。また、プロジェクト終了時には、JCC等を利用して教育関係者に成果を報告することとし、終了後の持続性についても関係者と十分に議論する。

- (3) 開発パートナー機関等とのワークプランの共有
教育セクターの開発パートナー機関等を対象に、既存の開発パートナー機関の会合等の機会を活用し、C/Pと共同でワークプランに基づき、JICA支援概要を説明し意見交換を行い、関係者間の共通認識を醸成する。また、個別専門家と連携しつつ、開発パートナー機関にもワークプランに基づきJICA支援概要を説明し、連携可能性の模索及び留意点の刈り取り等を行う。
- (4) プロジェクト実施体制の整備（関係者の職務、役割分担の明確化）
配布資料 R/Dの記載事項を前提に、本プロジェクトの実施体制確立のため、C/Pとともに関係者の職務と役割分担を確認し、関係者間の共通理解を得るべく文書として取りまとめる。なお、C/P以外の関係者の理解や積極的な関与を促すため、プロジェクト実施上の職務、役割分担をJCCで周知するとともに、教育人間開発省から必要な通達等が発出されるよう支援する。
- (5) プロジェクト進捗報告書・プロジェクト事業完了報告書の作成・協議等
プロジェクト第1期及び第2期終了時にはC/Pとともにプロジェクト進捗報告書を作成し、合同調整委員会（JCC）等にて関係者とプロジェクト進捗状況を共有する。

プロジェクト終了に際しては事業完了報告書を作成し、プロジェクト内外の関係者に対して、活動報告や成果共有・活用促進のためのプロジェクト最終報告会を開催する。最終報告会は1回、1日間、100名程度の参加を想定している。
- (6) プロジェクト終了に向けたマニュアルや機材の引き渡し
プロジェクト終了に際し、プロジェクト期間中に作成した教材や使用した機材をモザンビーク側へ確実に引き渡す。著作権については、教材作成時に引用箇所や写真など著作権・肖像権・使用許諾等に問題ないことを確認し、プロジェクト終了後もC/Pが活動を継続できるよう、活用方法を含むマニュアルを作成し、管理体制も整備した上で、引き渡しを行う。なお、プロジェクト終了時点で次期フェーズが計画されている場合には、JICA本部及びJICAモザンビーク事務所と協議の上、対応すること。

【成果1に関する活動】

- (1) 算数科・理科チームの形成（活動1-1）
教育人間開発省のC/Pと選考基準を設けつつ、本プロジェクトのコアメンバーとなる中核的専門人材を教育人間開発省本省、INDE、IEDA、及びINECEから選定する。加えて、サブメンバーとなるIFP中核教員について、各IFPの教科主任または代表教官から選定する（各IFPに算数科・理科それぞれ1名ずつを想定）。選定された人材により算数科と理科のチームを形成する。
- (2) 算数科・理科チームによるベースライン・エンドライン調査（活動1-2、1-5）
本プロジェクト開始・終了段階における、初等教育課程及び初等教員養成課

程の現状・実態把握を目的としたベースライン及びエンドライン調査を、一部小学校及び全IFPを対象に行う。そして、ベースライン調査結果を量的・質的に分析し、エンドライン調査結果と比較できるようにしておく。また、ベースライン調査の結果に基づき、関係者と協議・合意の上、PDMのプロジェクト目標及び一部成果の評価指標の値を決定する（具体的には、数値が「XX」となっている指標）。加えて、その他のプロジェクト効果検証に必要な調査項目を含めることとする。調査にあたっては、既存の教育行政機能を最大限に活用するとともに、先行案件で収集されたデータも参照すること。その他「5. 実施方針及び留意事項」に記載されている遠隔教育やジェンダー関連事項にも留意しつつ、収集する情報、情報把握の方法をプロポーザルの中で提案すること。

ベースライン調査の実施時期はプロジェクト開始初年度（2021年中）に行うこととする。エンドライン調査は、より精緻な効果検証の必要性から計3回実施することとし、1回目は定点観測校への介入が開始された学年度末（2022年想定）、2回目は学校教育制度の移行及びカリキュラム等の改訂が実施された学年度末（2023年想定）、3回目はプロジェクト終了年度（2026年想定）に実施することとする。調査時期や調査回数（例えば小規模なプレ調査の実施による回数増等）について、アイデアがあればプロポーザルの中で提案すること。

なお、プロジェクトで試験を実施する場合は、教育人間開発省と協議の上で実施するよう留意する。試験実施費用は日本側負担とするため、別見積として計上すること。また、それぞれの調査を報告書の形で取りまとめること。

加えて、データセットも併せて提出すること。本調査で得られたデータは「5. 実施方針及び留意事項」（10）3）のインパクト調査に使用する。インパクト調査でも活用できるデータとするため、データの収集項目・方法については、JICA緒方研究所とも協議し、JICA人間開発部を通じ決定することとする。

- （3）算数科・理科チームによる成果2から成果6の全活動の実施（活動1-3）
詳細は【成果2に関する活動】以降で後述するため割愛するが、「5. 実施方針及び留意事項（5）」に記載の通り、C/Pのオーナーシップ強化及び能力向上を図りながら進める。

- （10）本邦研修を実施する（活動1-4）
「5. 実施方針及び留意事項（9）」参照のこと。

- （11）専門人材能力試験を実施する（活動1-6）
算数科・理科チームの能力向上の度合いやプロジェクト成果の持続可能性の確認を主な目的として専門人材能力試験を実施する。試験内容は、教育人間開発省と共に作成すること。

【成果2に関する活動】

(12) IFP対象の追加研修計画及び随伴指導計画の策定（活動2-1）

算数科・理科両チームが、活動1-2のベースライン調査結果に基づき、先行案件で作成されたIFP学生向算数・理科教育関連教材の活用促進を目的として、全IFPの算数科・理科担当教官を対象とする追加研修（自主研修＋集合研修）計画と随伴指導（モニタリング＋個別指導）計画を策定する。追加研修のうち、導入に当たる集合研修は5.5時間程度（開校式＋自主研修オリエンテーション）、自主研修は17時間程度（自主研修15テーマ×1時間＋診断テスト（中間と修了時）2回×1時間）で、合計22.5時間（高等教育の2単位に相当）を想定している。プロポーザルにおいて、現時点で想定される研修計画案を提案すること。

(13) 集合研修教材、自主研修アプリケーション、随伴指導ツールの作成
（活動2-2）

算数科・理科両チームが、集合研修教材、自主研修アプリケーション（自主研修教材＋ユーザーインターフェース）、随伴指導ツールを作成する。この際、ベースライン調査で明らかになった教育現場のICT整備・利用状況に基づき、全IFPの算数科・理科担当教官と学生及び全附属小学校教員が利用できるようにすること。プロポーザルにおいて、現時点で想定される教材イメージを提案すること。

(14) 全IFP及びIFP附属小学校教員に対する追加研修と随伴指導の実施
（活動2-3）

算数科・理科両チームが、アカデミックイヤーごとに、活動2-1の計画に基づいてIFP全38校の算数科・理科担当教官及びIFP附属小学校教員に対して追加研修と随伴指導を実施する。

(15) 自主研修アプリケーションによる自習の実施（活動2-4）

IFP全38校の算数科・理科担当教官と学生及びIFP附属小学校教員が自主研修アプリケーションで自習する。プロジェクトはC/Pと協力し、使用状況をモニタリングするとともに、想定通りに活用されていない場合は、利用促進のために必要な手段を講じること。

(16) 模擬授業及び年度末・学期末試験結果を分析する（活動2-5）

算数科・理科両チームが、アカデミックイヤーごとに、各年度の模擬授業及び年度末・学期末試験結果を分析する。C/Pの能力向上の視点を踏まえ、プロジェクトは両チームが自ら分析できるよう支援すること。

(17) 各種活動の報告書作成と関係者へのフィードバック（活動2-6、2-7）

算数科・理科両チームが、アカデミックイヤーごとに、追加研修報告書、随伴指導報告書、IFP学生算数・理科指導力現状分析報告書を作成する。加えて、報告書の内容を関係者にフィードバックする。その方法は、例えばJCCでの報告やウェブサイトへの概要掲載等が考えられ、対象者を特定の上、効率的かつ効果的に行うこととする。また、次年度の活動改善にも役立てることとする。

【成果3に関する活動】

（18）小学校教員を対象とした自主研修計画及び選択的随伴指導計画の策定（活動3-1）

算数科・理科両チームが、活動1-2のベースライン調査結果に基づき、ICTを活用した自主研修計画と選択的随伴指導計画を策定する。自主研修の対象はモザンビーク国内のすべての公立小学校の教員であるが、随伴指導の対象は定点観測校約300校とする。自主研修は17時間程度（自主研修15テーマ×1時間＋診断テスト（中間と修了時）2回×1時間）で、導入研修5.5時間と合わせて計22.5時間（高等教育の2単位に相当）を想定している。プロポーザルにおいて、現時点で想定される研修計画案を提案すること。

（19）自主研修アプリケーションの作成（活動3-2）

算数科・理科両チームが、自主研修アプリケーション（自主研修教材＋ユーザーインターフェース）を作成する。この際、ベースライン調査で明らかになった教育現場のICT整備・利用状況に基づき、全小学校教員が利用できるようにすること。プロポーザルにおいて、現時点で想定される教材イメージを提案すること。

（20）自主研修アプリケーションによる自習の実施（活動3-3）

全小学校教員が自主研修アプリケーションで自習する。プロジェクトはC/Pと協力し、定点観測校における使用状況をモニタリングするとともに、想定通りに活用されていない場合は、利用促進のために必要な手段を講じること。

（21）定点観測校の小学校教員に対する随伴指導の実施（活動3-4）

算数科・理科両チームが、アカデミックイヤーごとに、活動3-1の計画に基づいて一部または全ての定点観測校の教員に対する随伴指導を実施する。

（22）各種活動の報告書作成と関係者へのフィードバック（活動3-5、3-6）

算数科・理科両チームが、アカデミックイヤーごとに、自主研修報告書、随伴指導報告書を作成する。加えて、報告書の内容を関係者にフィードバックする。その方法は、例えばJCCでの報告やウェブサイトへの概要掲載等が考えられ、対象者を特定の上、効率的かつ効果的に行うこととする。また、次年度の活動改善にも役立てることとする。

【成果4に関する活動】

（23）初等算数・理科の新国定カリキュラム関連文書の収集・分析・改訂案の作成及びその承認手続きの支援（活動4-1、4-2、4-3）

2023年に改訂が予定されている国定カリキュラムについて、関連文書の収集・分析を行う。対象は初等算数及び理科の全学年とする。ベースライン調査や実際の授業観察を通じ、現状における児童の算数・理科の学力等の実態を把握し、新国定カリキュラムの内容構成について分析を進める。加えて、日本の学習指導要領との比較等の視点を分析に用いる。これらの結果から、初等算数・理科分野の児童の学力不振の原因を踏まえ、新国定カリキュラム改訂提案書及び同改訂案を取りまとめる。また、「5. 実施方針及び留意事項（1）」記載の三層カリキュラムの一貫性に留意し、成果4にかかる活動

を通じてC/Pの理解の涵養にも努めること。取りまとめられた改訂案について、JCCにて内容の承認を得るとともに、教育人間開発省より公式な決定(省令等)を得ることとし、算数科・理科両チームが必要に応じて承認手続きを支援すること。

6) (24) 新国定カリキュラム解説資料(自主研修教材)の作成(活動4-4、4-5、4-6)

算数科・理科チームそれぞれが、全IFP教官及び全小学校教員による新国定カリキュラム内容の理解促進を目的としたカリキュラム解説資料を作成し、対象者に周知する。当該解説資料は、カリキュラム改訂の背景や要点を詳述して教育関係者の理解を促すとともに、学習カリキュラムの内容理解を深化させ、効果的・効率的な授業計画、教材作成、授業実践、学習評価等の実現を可能にする執務参考資料として位置づける。また、当該解説資料は自主研修教材となり、かつ研修にはICTの活用を想定している。ベースライン調査で明らかになった教育現場のICT整備・利用状況に基づき、全IFP教官・学生と全小学校教員が利用できるようにすること。自主研修実施後、プロジェクトはC/Pと協力し、定点観測校における使用状況をモニタリングするとともに、想定通りに活用されていない場合は、利用促進のために必要な手段を講じること。加えて、必要に応じて関係者へフィードバックを行う。フィードバックの方法は、例えばJCCでの報告やウェブサイトへの概要掲載等が考えられ、対象者を特定の上、効果的かつ効果的に行うこととする。また、次年度の活動改善にも役立てることとする。

【成果5に関する活動】

(25) 初等算数・理科の新国定カリキュラムと現行教科書・教師用指導書の比較分析・改訂計画の作成・改訂方針の決定及び改訂案の作成(活動5-1、5-2、5-3、5-4)

算数科・理科チームそれぞれが、新国定カリキュラムと現行の教科書・教師用指導書の比較を行い、各学年の内容範囲の差異等の分析を行う。分析結果に基づき、新教科書・教師用指導書の開発手順・スケジュール等を含む改訂計画と、改訂方針を策定する。これら計画・方針に基づき、教科書・指導書の改訂案(試案)を作成する。

(26) 協力校におけるバリデーションの実施、改訂版の作成及びその承認手続きの支援(活動5-5、5-6、5-7)

算数科・理科両チームが、作成された教科書・指導書の改訂案(試案)を使用し、プロジェクト開始から最初に迎える学年度(2022年度想定)に協力校においてバリデーションを実施する。エンドライン調査(1回目)やモニタリング活動を通じて学力改善状況、使用感や課題等を把握し、それらの分析を通じて改善された教科書・指導書の改訂版を完成させる。JCCにて改訂版の承認を得るとともに、教育人間開発省より公式認定を得ることとし、算数科・理科両チームが必要に応じて承認手続きを支援すること。

(27) 教育人間開発省による教科書・指導書改訂版の印刷・配布(活動5-8)
教育人間開発省が当該事業計画・予算により、教科書・指導書改訂版の印

刷・配布を学年度毎に行う。プロジェクトは、印刷・配布にかかる必要な予算額の算定に協力し、教育人間開発省の毎年度の予算に組み入れられるようC/Pと協力して関係者に働きかけるとともに、その蓋然性が低いことが予想された場合は、JICAと協議しつつ必要な手段を検討することとする。

(28) 教科書・指導書改訂版の導入研修の実施（活動5-9）

算数科・理科両チームが、全小学校教員及び全IFP算数科・理科担当教官を対象とした教科書・指導書改訂版の導入研修を実施することとする。本導入研修はICTの活用を前提としており、かつ活動4-5とともに効率的に実施することとする。ベースライン調査で明らかになった教育現場のICT整備・利用状況に基づき、全小学校教員及び全IFPの算数科・理科担当教官と学生が利用できるようにすること。

(29) 定点観測校に対する随伴指導の実施（活動5-10）

活動3-4とともに、教科書・指導書改訂版の適正使用促進を目的とした随伴指導も併せて実施する。

(30) 各種活動の報告書作成と関係者へのフィードバック（活動5-11）

算数科・理科両チームが、アカデミックイヤーごとに、導入研修報告書、随伴指導報告書を作成する。加えて、報告書の内容を関係者にフィードバックする。フィードバックの方法は、例えばJCCでの報告やウェブサイトへの概要掲載等が考えられ、対象者を特定の上、効率的かつ効果的に行うこととする。また、次年度の活動改善にも役立てることとする。

【成果6に関する活動】

(31) 学力測定・評価システム、同計画、同ツールの調査・分析、改善提案書及び学力測定・評価ツール改訂版の作成（活動6-1、6-2、6-3）

算数科・理科両チームが、初等算数・理科を対象に現行の学力測定・評価システム、同計画及び同ツールの調査・分析を行う。分析結果から、これらにかかる改善提案書及び学力測定・評価ツール改訂案（試案）を取りまとめる。また、評価問題の均質化と評価者によるテスト作成の効率化及びプロジェクト後の持続性担保を目的として、過去問や良問を格納するデータベースを作成・更新する。

(32) 協力校におけるバリデーションの実施、改訂版の作成及びその承認手続きの支援（活動6-4、6-5、6-6、6-7）

算数科・理科両チームが、作成された学力測定・評価ツールの改訂案（試案）を使用し、プロジェクト開始から最初に迎える学年度（2022年度想定）に協力校においてバリデーションを実施する。エンドライン調査（1回目）やモニタリング活動を通じて使用感や課題等を把握・分析し、それらの結果に基づいて評価ツール改訂版を完成させる。JCCにて改訂版の承認を得るとともに、教育人間開発省より公式認定を得ることとし、算数科・理科両チームが必要に応じて承認手続きを支援すること。その後、活動4-5等と併せ改訂版を全小学校教員及び全IFP教官・学生に周知させることとする。

【成果7に関する活動】

(33) プロジェクト経験体系化を目的としたワークショップの開催（活動7-1）

日本人専門家の主導により、最終年度（2026年度想定）に、プロジェクトメンバー（具体的には、JCCメンバー、算数科・理科チーム）を対象とした経験体系化ワークショップをモザンビーク国内において開催する。ワークショップでは、それまでプロジェクトを通じて得られた経験を分析して形式知として再構築し、教育省による主体的なカリキュラム・マネジメント・サイクルの実施が可能になるよう、一連の活動を体系化する。モザンビーク側及び日本側併せて参加者は最大100名程度を想定しているが、他国に本プロジェクトの成果共有についてニーズがある場合は、当該国からの参加者招聘を可能とする（招聘の要否・可否と費用負担者はワークショップ実施前年度に決定）。また、インパクト調査結果についても、本ワークショップで関係者と共有することとし、JICA側との調整と諸準備のための時間を設けること。本費用については定額計上とする。

(34) カリキュラム・マネジメント・サイクルにかかるガイドラインの作成及び承認手続きの支援（活動7-2、7-3、7-4）

プロジェクト終了後、モザンビーク側が主体的にカリキュラムの改訂・実施・評価・フィードバック（Plan、Do、Check、Action）のサイクルを実施・管理できるよう、中核的専門人材と共にカリキュラム・マネジメント・サイクルの基本構想案を作成する。同案について教育人間開発省の主要関係者から意見聴取を行い、それらの意見を反映して完成させるさらに、同案を実際の業務と関連付ける形でガイドラインを取りまとめる。JCCにてガイドラインの承認を得るとともに、教育人間開発省より公式認定を得ることとし、ガイドライン作成に従事した日本人専門家と中核的専門人材は、必要に応じてモザンビーク側の承認手続きを支援すること。その後、JCCその他の機会を通じてガイドラインの内容を関係者に周知させることとする。

7. 報告書等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第1期及び第2期はプロジェクト業務進捗報告書、第3期はプロジェクト事業完了報告書とし、それぞれ（2）の技術協力成果品を添付するものとする。また、ベースライン、ミッドライン及びエンドライン調査については、この目的で収集したクリーニング済みのデータセットについても併せて提出すること。

なお、以下に示す部数はJICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内会議等に必要な部数は別途用意すること。

	レポート名	提出時期	部数
第1期	業務計画書（第1期） 共通仕様書の規定に基づく	契約締結後 10営業日以内	和文:5部
2021年3月 ～	ワークプラン（第1期）	2021年4月上旬	和文:5部 葡文:10部

2023年4月	モニタリングシートNo. 1	2021年9月上旬	和文:5部 葡文:10部
	モニタリングシートNo. 2	2022年3月上旬	和文:5部 葡文:10部
	モニタリングシートNo. 3	2022年9月上旬	和文:5部 葡文:10部
	モニタリングシートNo. 4	2023年3月上旬	和文:5部 葡文:10部
	プロジェクト業務進捗報告書（第1期）	2023年4月上旬	和文:5部
第2期 2023年4月 ～ 2025年4月	業務計画書（第2期） 共通仕様書の規定に基づく ワークプラン（第2期）	契約締結後 10営業日以内	和文:5部
	モニタリングシートNo. 5	2023年5月上旬	和文:5部 葡文:10部
	モニタリングシートNo. 6	2023年9月上旬	和文:5部 葡文:10部
	モニタリングシートNo. 7	2024年3月上旬	和文:5部 葡文:10部
	モニタリングシートNo. 8	2024年9月上旬	和文:5部 葡文:10部
	モニタリングシートNo. 9	2025年3月上旬	和文:5部 葡文:10部
第3期 2025年4月 ～ 2027年4月	プロジェクト業務進捗報告書（第2期）	2025年4月上旬	和文:5部
	業務計画書（第3期） 共通仕様書の規定に基づく ワークプラン（第3期）	契約締結後 10営業日以内	和文:5部
	モニタリングシートNo. 10	2025年5月上旬	和文:5部 葡文:10部
	モニタリングシートNo. 11	2025年9月上旬	和文:5部 葡文:10部
	モニタリングシートNo. 12	2026年3月上旬	和文:5部 葡文:10部
	モニタリングシートNo. 13	2026年9月上旬	和文:5部 葡文:10部
	プロジェクト事業完了報告書	2027年4月上旬	和文:5部 葡文:10部 CD-R:3枚

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に

当たっては、JICA本部とコンサルタントで協議、確認する。

1) ワーク・プラン記載項目（案）

- ①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ②プロジェクト実施の基本方針
- ③プロジェクト実施の具体的方法
- ④プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥PO及び業務フローチャート
- ⑦詳細活動計画
- ⑧要員計画
- ⑨先方実施機関便宜供与負担事項
- ⑩その他必要事項

2) プロジェクト業務進捗報告書／完了報告書記載項目（案）

- ①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ②活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- ③プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④プロジェクト目標の達成度（運営指導調査時の概要等）
- ⑤上位目標の達成に向けての提言
- ⑥次期活動計画（進捗報告書のみ）

添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）

- ア) PDM（最新版、変遷経緯）
- イ) 業務フローチャート
- ウ) 詳細活動計画(WBS等を活用)
- エ) 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- オ) 研修員受入れ実績
- カ) 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- キ) 合同調整委員会議事録等
- ク) その他活動実績

（2）技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成年次のプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書及び完成直後のモニタリングシートに添付して提出することとする。以下1)及び2)については葡文及び和文それぞれを作成すること。3)～6)については葡文のみで作成すること。

- 1) ベースライン調査報告書
- 2) エンドライン調査報告書（2022年度実施、2023年度実施、2026年度実施それぞれ）
- 3) 新国定カリキュラム改訂提案書・改訂案・解説資料
- 4) 初等算数・理科教科書・指導書
- 5) 初等算数・理科学力測定・評価ガイドライン・ツール
- 6) カリキュラム・マネジメント・サイクル・ガイドライン

(3) モニタリングシート

別途JICAが指定する様式に基づき、C/Pを含む関係者とともにモニタリングシートを作成し6 ヶ月毎に更新を行うとともにJICAへ提出する。なお、C/P承認前のドラフトの段階でJICAの確認を経ること。

(4) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICA本部に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA本部に報告するものとする。

ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

イ 活動に関する写真

ウ 業務フローチャート

(5) 収集資料

プロジェクト終了時に契約期間中に収集した資料、データ及びリスト一式（JICA図書館の定型様式）を提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

本業務については、以下の3つの契約期間に分けての実施を想定する。

- ・ 第1期契約：2021年3月～2023年4月
- ・ 第2期契約：2023年4月～2025年4月
- ・ 第3期契約：2025年4月～2027年4月

このため、第1期及び第2期契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等についてJICA本部が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。なお、契約期間分けについては、上記記述に拘らず、コンサルタントが適切と考える期間をプロポーザルにて提案することとする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

全体 約 165 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成分野は以下を想定している。業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載された格付目安を超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

① 業務主任者／制度構築（1号）

- ② 算数教育（３号）
- ③ 理科教育（３号）
- ④ ICT教育
- ⑤ 教育評価
- ⑥ 研修運営／業務調整

3. 対象国の便宜供与

- （１）カウンターパートの配置
- （２）プロジェクトオフィス及び各種設備の提供（インターネット、プリンター等はプロジェクト経費により整備する必要がある）

4. 配布資料

【配布資料】

- （１） 詳細計画策定調査 討議議事録
- （２） R/D
- （３） モザンビーク国「初等教員養成校（IFP）における新カリキュラム普及プロジェクト」事業完了報告書
- （４） JICA教育協力ポジションペーパー
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/education/index.html>
 ※（４）は上記ウェブサイトから取得のこと
- （５） JICAモザンビーク事務所C/P旅費規程
- （６） モザンビーク側カリキュラム改訂にかかる関連資料

5. 現地再委託

ベースライン調査及びエンドライン調査に関し、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地コンサルタントに再委託することを前提としている。現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

6. 機材調達

業務上必要な現地調達機材は下表のものが想定されるが、必要な機材または数量の変更があればプロポーザルの中で提案すること。その他、必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。なお、これら機材については、コンサルタントはプロジェクトの機材としてC/P機関と協力し、管理する。

プロジェクトで使用する車両については、先行案件で購入したものを使用する予定。当該車両の燃料費や車両保険等の車両関係費は見積書に計上すること。加えて、複数台での移動が必要になる場合、都度レンタカーを別途雇上することとするため、その経費も見積書に計上すること。

また、複合コピー機はJICAモザンビーク事務所にて本プロジェクト事業用物品と

して1台購入し、貸与される予定。

No.	機材名	数量
1	ノートPC	10
2	カラーレーザープリンター	2
3	プロジェクター	3
4	スクリーン	3
5	デジタルカメラ	3

7. その他留意事項

(1) C/Pの出張旅費

モザンビーク側関係者の通常業務に関連した出張旅費について基本的にモザンビーク側負担とする。ただし、本プロジェクトの活動により追加的に必要となるモニタリング・調査等に係る旅費は本プロジェクトより支出することも可能とする。その際の旅費については配布資料JICAモザンビーク事務所C/P旅費規程に基づき別見積として計上すること。

(2) 業務主任者の現地渡航

本件については、支援対象や関係者が多岐に渡るため、高度な業務管理や関係者との調整が求められる。このため、これらを統括する業務主任者については、年間4MM以上を目安に現地渡航することが求められる。

(3) 安全管理

コンサルタントは、業務実施に際して安全対策についても万全を期す必要がある。特に安全対策に関するJICAモザンビーク事務所からの指示に従うとともに、JICAが設定する安全管理基準を厳守すること。現地の治安状況については、在モザンビーク日本大使館やJICAモザンビーク事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、日常的に治安情報の収集に努めること。また、緊急時の連絡体制については、特に万全を期すること。JICAモザンビーク事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上